

平成30年7月豪雨災害相談Q&A

平成30年7月5日より降り続いた豪雨を原因として発生した平成30年7月豪雨災害につき、心よりお見舞い申し上げますとともに、広島司法書士として少しでも被災者の皆様のお役に立てるよう、災害相談Q&Aを作成いたしました。

本Q&Aを作成するに当たり、日本司法書士会連合会「災害時相談事例Q&A」、新日本法規出版「Q&A災害時の法律実務ハンドブック（平成18年発行）」、日本弁護士連合会・災害復興支援委員会「東日本大震災法律相談Q&A」、弁護士法人淀屋橋・山上合同編・著「震災法律Q&A（バージョン2：166問・原稿基準日2011年3月31日）」、弁護士法人杜協同阿部・佐藤法律事務所「震災法律相談Q&A」を参照させていただきました。この場にて感謝申し上げます。

【広島司法書士会 総合相談センター】

広島	月～金	12：00～15：00	082-511-7196
福山	月、水、金	13：00～15：00	084-926-4654
	火、木	17：00～19：00	084-926-4654
	土	10：00～12：00	084-926-4654
北部	第2・3・4水曜日	17：30～19：30	面談
		予約受付番号	0824-63-2217
江田島	第2・4木曜日	13：00～16：00	面談
	第3木曜日	13：00～15：00	面談
		予約受付番号	082-224-1313

※ 予約受付番号は、月～金曜日9時から17時の間、対応しております。

広島司法書士会災害対策本部

平成30年7月10日作成・7月12日更新

【目次】

第1	登記・境界関係	5
1	権利証（登記識別情報）を紛失してしまった場合	5
2	隣地との境界がわからなくなった場合	5
3	建物が滅失した場合	5
第2	近隣関係	7
1	隣地のブロック塀が倒れ、家が損壊した場合	7
2	豪雨による土砂等で倒れた塀を新たに立て直す場合	8
3	隣家が倒壊しかかっている場合	9
第3	借地関係	10
1	借地上の建物が滅失してしまった場合	10
2	借地上の建物が一部損壊した場合	10
3	知らないうちに土地所有者が第三者に土地を売却していた場合	11
4	賃貸人の立場からみた再築関係	11
5	借地人から災害でも倒れない堅固な建物を建てたいと言われた場合	12
第4	借家関係	12
1	避難をした場合の家賃について	12
2	豪雨による土砂等で借家が損壊した場合の修繕費用	12
3	契約書に「借家の損壊については、すべて借家人が修繕する」という特約がある場合	12
4	家主への修繕要求の可否	13
5	借家が滅失してしまった場合	14
第5	売買関係	14
1	豪雨の前に不動産の売買契約を締結していたが、豪雨を原因として不動産が損壊してしまった場合	14
2	災害後の調査の結果、建物に不具合があったことが判明した場合	14
3	豪雨による工事の影響等	15
第6	家事関係	16
1	同時死亡の推定について	16
2	相続放棄	16
第7	債務関係	17
1	住宅ローンについて	17
2	ローンで購入した自動車が壊れた場合	17

3	リース物件が使用できなくなった場合	18
第8	保険関係	18
1	保険金の請求に必要なもの	18
2	保険料の支払いについて	19
3	保険金の請求期間.....	19
4	被保険者も受取人も亡くなった場合の保険金	19
第9	消費者問題関係	20
1	災害後に修理業者と法外な値段で契約を結んでしまった場合.....	20
2	災害後に必要のない浄水器を購入してしまった場合	20
3	その他災害時に発生しやすい消費者問題	21
第10	労働関係	22
1	災害を理由とした労働者の欠勤について	22
2	災害を原因とした欠勤による労働者に対する不利益処分	22
3	災害でケガをした労働者が休職扱いになった場合	23
4	災害のため給与の支払が困難な場合	24
5	諸手続.....	25
第11	税金関係	25
1	被災者に対する税法上の減免措置について	25
2	被災者に対する租税の緩和措置	25
3	お問い合わせ先	26
第12	金融機関の対応	27
1	預金の払戻し	27
2	紙幣・貨幣の汚染、損傷	27
3	災害者への対応	28
第13	市営住宅の提供	29
1	呉市	29
2	三原市.....	29
第14	各省庁等の情報	30
1	厚生労働省	30
	(1) 保険料等について	30
	(2) 被保険者証を提示できない場合について	30
	(3) 公費負担医療について	31
	(4) 妊産婦を守る情報共有マニュアルについて	31

2	国土交通省	31
3	経済産業省	31
	(1) 被災した電気・ガスの需要家からの申し出に応じ、支払期日の延長、不 使用月の料金免除等を行う特別措置の認可を実施	31
	(2) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関して被災中 小企業・小規模事業者対策	32
4	広島市	33
5	中四国行政評価局	33

第1 登記・境界関係

1 権利証（登記識別情報）を紛失してしまった場合

自宅等で保管していた権利証（登記識別情報）を紛失してしまった場合でも、所有権等の権利を失うわけではありません。

登記手続に関しても、事前通知制度（不動産登記法23条1項）や資格者代理人による本人確認情報制度（不動産登記法23条4項各号）を利用することで、自宅売却の際の所有権移転登記や抵当権設定登記等は可能です。

また、登記識別情報を紛失した場合、登記識別情報の失効を管轄法務局に申出ることができます（不動産登記規則65条）。この場合も上記と同様、事前通知制度や本人確認情報制度を利用することで、登記申請を行うことができます。

なお、権利証（登記識別情報）を紛失した場合、再発行することはできません。

2 隣地との境界がわからなくなった場合

法務局に地図や地積測量図が備え付けられている土地である場合、当該資料に基づき、境界を再度復元することも可能であると考えられます。仮に、法務局に地図や地積測量図が備え付けられていない土地においても、境界の再復元が可能な場合もありますので、境界の復元等については、土地家屋調査士にご相談されることもご検討ください。

私法上の境界について争いが生じた場合、当事者間の話し合いで解決できればそれが一番ですが、それでも解決がつかない場合の裁判手続としては、調停、訴訟があります。いずれの場合も、測量をすることになった場合は、測量費用の負担が問題となります。

境界の紛争に関し、簡易迅速な手続として、平成17年度にできた筆界特定制度が注目されています（<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji104.html>）。

なお、公法上の境界については、私人間で勝手に取り決めることはできません。この場合は、境界確定訴訟によることとなります。

3 建物が滅失した場合

(1) 罹災証明書と建物滅失登記

全壊として罹災証明書が発行された場合であっても、不動産登記法の規定するところの「滅失」に該当するとは限りません。建物としての用途性を失

っているか、また、容易に修繕することができないか等を総合的に判断して建物滅失登記の可否を判断する必要があります。また、逆に「半壊」と判定されたケースであっても、建物滅失登記として処理する場合や床面積の減少による建物表示変更登記として処理する場合などがあり、容易に修繕することができるか、また、建物の所有者が当該建物を修繕して使用する意思があるか、などを総合的に判断する必要があります。事例として、以下のようなケースが考えられます。

ア 建物のほとんどが現存するのにかかわらず、罹災証明書で全壊と判定され、後にすべてを解体した場合

建物滅失登記を行うこととなります。

イ 建物のほとんどが現存するのにかかわらず、罹災証明書で全壊と判定され、後に修繕し、災害前と同じ構造、床面積の建物とした場合

登記手続は不要です。

ウ 建物のほとんどが現存するのにかかわらず、罹災証明書で全壊と判定され、後に一部を取り壊し、修繕し、災害前の建物よりも床面積が減少した場合や建物の種類や構造が変更した場合

建物表示変更登記を行うこととなります。

エ 建物の半分ほどが現存し、罹災証明書で全壊（又は半壊）と判定され、後にすべてを解体した場合

建物滅失登記を行うこととなります。

オ 建物の半分ほどが現存し、罹災証明書で全壊（又は半壊）と判定され、後に修繕し、災害前と同じ構造、床面積の建物とした場合

登記手続は不要です。

カ 建物の半分ほどが現存し、罹災証明書で全壊（又は半壊）と判定され、後に修繕し、災害前の建物よりも床面積が減少した場合や建物の種類や構造が変更した場合

建物表示変更登記を行うこととなります。

（２）滅失原因と滅失年月日

建物滅失登記申請の際には、建物がいつ、どのような原因で滅失したのかを明らかにする必要があります。建物の滅失とは、社会通念上建物としての効用を有しない状態となったことをいうので、必ずしも建物全体が倒壊や流失していなくても、建物の用途に供することができなくなった時点で建物の

滅失と認定することになります。例えば、居宅の一部が平成30年7月7日の豪雨による土砂等で倒壊し、もはや居住の用に供することができない状態のものを9月に完全に解体・撤去した場合であっても滅失年月日は、平成30年7月7日ということになります。平時における建物滅失の原因としては、「取壊し」、「倒壊」、「滅失」が一般的ですが、地震、津波、火災、豪雨など、複合的な災害が発生している場合には、滅失原因を特定することが困難であり、阪神・淡路大震災の際の職権による滅失登記の原因及びその日付は、すべて「平成7年1月17日震災」とされたことと同様の処理がなされるものと予想されます。

もちろん、建物の滅失原因が地震その他の災害による倒壊であることが明らかの場合などは、滅失原因を「倒壊」としても差し支えありません。火災保険には加入しているが、地震保険には加入していない家屋の場合などは、「年月日倒壊」と記録された閉鎖登記事項証明書を添付しても保険金を受領することができず、「年月日焼失」と記録された閉鎖登記事項証明書を添付することで、保険金を受領できたというような事例も阪神・淡路大震災の際には報告されており、また、後日、建物所有者からの申出により、滅失原因の更正がなされたケースもあると聞き及んでいます。いずれにしても滅失原因には、細心の注意が必要となる点ご注意ください。

第2 近隣関係

1 隣地のブロック塀が倒れ、家が損壊した場合

土地の工作物の設置または保存に「瑕疵」（その物がその種類において本来備えているべき（特に安全性に関する）性状・設備を欠いていること）があった場合、その瑕疵による損害の賠償責任は、一次的には占有者に、占有者に注意義務違反がない場合は所有者の責任となります（民法717条1項）。

所有者の責任は無過失責任とされており、「瑕疵」につき何の落ち度がなくとも責任を負わなければならないのが原則です。

それでは、予測不可能な大きな災害が原因の場合でも、所有者は常に損害賠償責任を負わなければならないのでしょうか。前述のとおり、土地工作物責任における瑕疵とは、安全性に関する性状・設備を欠いていることですから、たとえ豪雨による土砂等より倒壊したとしても、工作物が通常要求される安全性を備えていた場合は、「不可抗力」に基づくものとして、損害賠償

責任を免れる可能性があります。

2 豪雨による土砂等で倒れた塀を新たに立て直す場合

境界線上の塀の建直しについては、原則として双方共に負担することになり、負担割合は2分の1ずつとなります。塀を建てなければ自己所有地に土砂が流れ込んでくる可能性がある場合は、原則として隣地の所有者に請求できますが、一定の割合で負担を求められる可能性があります。

(1) 土地所有者同士（境界標）の場合

塀を自己所有地内に建てる場合であれば、隣人に気兼ねすることなく塀の建直しができますが、その場合の費用は自己負担となります。問題は隣地にかかっている場合です。

境界上にある塀がいわゆる境界標である場合、その設置費用については、民法上規定があります。

土地の境界の境界標の設置につき、まず、民法223条は「共同の費用で、境界標を設けることができる」と定め、境界標の費用につき、同法224条は「相隣者が等しい割合で負担する」と定めています。

この規定からすれば、費用は折半ということになるでしょう。まずは隣人とどのような塀を建てるか話し合った上で、費用についても折半をベースに交渉してください。なお、話し合いで解決ができないときは、民事調停を申し立てるという方法がありますが、調停の席でも負担割合は平等ということになると考えられます。

(2) 建物所有者同士の場合

建物所有者同士の関係でも、建物と建物の間に空き地がある場合の囲障の設置につき、民法225条1項は「(建物の)各所有者は、他の所有者と共同の費用で、その境界に囲障を設けることができる」と規定し、負担割合について民法226条は「相隣者が等しい割合で負担する」と定めていますので、同様の結論となります。参考までに、囲障の品質については、民法225条2項において、当事者間に協議が調わない場合につき、「板塀又は竹垣その他これらに類する材料のものであって、かつ高さ二メートルのものでなければならない」との定めがありますが、これより品質のよい囲障を希望する場合、希望する者が増加額を負担すれば設置することも定められています（民法227条）。

(3) 隣の土地と高低差があり、境界の塀を設置する必要があるとき

ア 原則

いわゆる妨害予防請求権の問題であると考えられます（塀を立てなければ土砂が流れ込んでくる可能性があるため、それを予防するための請求権です。）。この点については、これまで、請求された側が費用を負担すべきであると考えられてきました。

イ 裁判例

しかし、高低差のある土地の場合で、請求者である低地所有者にも一定の負担を認めた判例があります（横浜地裁昭和61年2月21日判決・判例時報1202号97頁）。これは、4メートルの高低差のある低地所有者から高地所有者に対して、妨害予防請求としてなされた擁壁の改修請求につき、これまでの判例に照らせば全額高地所有者の負担になると思われるところ、「被告（注・高地所有者）所有土地の崩落を予防することは原告（注・低地所有者）所有土地にとっても等しく利益になり、その予防工事に莫大な費用を要することも明らかであるから、右予防工事については土地相隣関係調整の見地から（中略）民法223条、226条、229条、232条等の規定を類推適用して（中略）共同の費用をもってこれを設置すべきものと解するのが相当である」とした上で、原告の改修請求を認めたものです。妨害予防請求権の問題のみならず、高低差のある土地間の境界表の費用負担割合の問題においても、参考にすべき裁判例といえるでしょう。

3 隣家が倒壊しかかっている場合

ご自身の住んでいる家の隣家が倒壊しかかっており、不安を感じている場合、まず、隣家の土地及び建物の登記事項証明書を取得することが考えられます。

土地と建物の所有者が一致する場合は、その方が所有者である可能性が高いので、連絡を取り対策を求めましょう。本来は所有者が負担して対策すべきですが、費用負担をある程度ご自身ですることによって円滑に話がまとまることもあります。費用負担をどうするか合意した上で、所有者ではなくご自身で対策をとる方法もあります。

土地と建物の所有者が違う場合は、借地になっていると思われます。建物の所有者に対策を求めると同時に土地所有者にも連絡をした方がよいでしょう。

建物の登記がない場合は、土地所有者に対策を求める以外にないと考えられます。いずれの場合でも所有者に連絡が取れなかった場合、もしくは連絡が取れても何らの対応をしてもらえない場合は、正当防衛もしくは緊急避難として自ら撤去や崩壊防止の工事等を行うことも可能と思われませんが、後日その費用を弁償してもらえない保障はありません。なお所有者が解体費の負担が不可能なことを理由に解体を拒むことも考えられますが、解体費は全額援助される可能性もありますので、公的援助制度の有無を確認されるとよいでしょう。

第3 借地関係

1 借地上の建物が滅失してしまった場合

借地上の建物が滅失してしまったとしても、借地権は原則として消滅しません。また、建物が全壊した場合には借地権は消滅する旨の特約も無効です。

建物の再築をする場合、賃貸人の承諾は要件とされていません。また、承諾料の支払義務はありませんが、賃貸人との権利関係の安定と借地期間の延長の確保の観点からは賃貸人の承諾を得ることに努力すべきです。

再築後の借地期間につきましては、平成4年8月1日前に成立した借地契約か否か、賃貸人の承諾ないし異議の有無、堅固な建物か非堅固な建物かなどにより期間が異なります。

また、仮に、増改築禁止特約や再築禁止特約があっても、災害による全壊のような場合には、その特約が想定していた局面と異なると考えられます。したがって、もし、再築について地主の承諾が得られない場合には、裁判所に対し、地主の承諾に代わる許可を与えるように申し立てることができます（借地借家法17条2項、同18条）。

2 借地上の建物が一部損壊した場合

原則として賃貸人の承諾なく修理することができます。ただし、修理制限特約（一定の修理・修繕について賃貸人の承諾を必要とする特約）に合理性が認められるものは有効ですので、信頼関係を破壊するような修理は特約違反を理由として契約が解除される危険性があります。なお、通常の修理・修繕まで禁止、制限する特約は無効と考えられます。

3 知らないうちに土地所有者が第三者に土地を売却していた場合

(1) 原則論

建物所有を目的とする借地権は、借地権の登記又は借地上の建物の登記を備えていれば、第三者に対しても主張することができます。

したがって、借地上の建物が全壊した場合、借地上の建物の登記は失効するため、原則として、借地権の登記がない限り、新しい土地所有者に対して借地権を主張することはできなくなります。

(2) 一定の立看板を設置していた場合

ただし、借地人は、借地権の登記がなくても、全壊した建物に関する所在、家屋番号、種類、構造などの登記事項、全壊した日時、新しい建物を建てる旨、及び自分の住所氏名を記載した立看板を立てた上で、滅失の日から2年以内に新しい建物を建築し、かつ、当該建物の登記をすることで、新しい土地所有者に対しても借地権を主張することができます(借地借家法10条2項)。

(3) 特別法

また、災害時には、政令によって大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法(以下、「借地借家特別措置法」といいます。)が適用される場合があります。

この政令が施行された場合は、建物が滅失した借地人は、借地権の対抗力の特例では、借地借家法10条1項の場合において建物の滅失があっても、その滅失が特定大規模災害によるものであるときは、政令の日から6か月間は第三者に対抗することができます(借地借家特別措置法4条1項)。なお、6か月が経過した後は、借地権者がその建物を特定するために必要な事項等を土地の上の見やすい場所に掲示する時は、政令の日から起算して3年間は借地権を第三者に対抗することができることとなりました(借地借家特別措置法4条2項)。

4 賃貸人の立場からみた再築関係

前述のとおり、災害による倒壊の場合、再築自体を禁止することはできませんが、契約で建物の規模、用途などを制限している場合には、その特約は有効です。

したがって、その特約に違反する建物を建てることは止めさせることができ、また場合によれば特約違反により契約を解除できます。

ただし、建物の規模、用途などの制限の特約についても、変更することが相当と認められる場合には、申立により裁判所が借地条件を変更することができる場合があります（借地借家法17条1項）。

5 借地人から災害でも倒れない堅固な建物を建てたいと言われた場合

義務的にこれに応じなければならないということはありませんが、これを拒んだ場合、借地人から借地条件変更の裁判（借地借家法17条1項）を提起されることがあります。そして、その場合、通常は、裁判所は、建替承諾料の支払いや地代の増額と引換えに、堅固な建物に建て替えることを認める決定を出すことが多い傾向にあります。

第4 借家関係

1 避難をした場合の家賃について

家屋に住み続けられないと判断し避難した場合の家賃ですが、借家の使用が客観的に不能であると考えられる場合には、家賃の支払義務はないと考えられます。

他方、借家の使用が客観的に不能であるとまで考えることができない場合、家賃の支払義務が発生する可能性があります（大審院明治37年9月29日判決・民録10輯1196頁参照）。ただし、緊急事態ですので、家主と協議をすることが望ましいでしょう。

2 豪雨による土砂等で借家が損壊した場合の修繕費用

損壊の程度、内容にもよりますが、①必要な修繕であり、②修繕が可能な場合には、家主に対して修理を請求することができます。また、家主が修理をしてくれない場合、使用収益できない割合に応じて賃料の一部支払を拒むことができます。

なお、修繕期間中、家主から建物を明け渡してほしい旨の要請があった場合、必要な範囲で一時退去に応じる必要があります（民法606条2項）。

3 契約書に「借家の損壊については、すべて借家人が修繕する」という特約がある場合

一般的に、修繕費を借家人の負担とする特約自体は有効と解されています。もっとも「すべて借家人が修繕する」として修繕義務の範囲が明示され

ていないような場合には、借家人が負担する修繕の範囲は、小規模な修繕ないし通常生ずべき破損の修繕の範囲に限られるべきと考える立場が有力です。今回のような予想外の大規模な災害による損壊については、特約があったとしても借家人は修繕義務を負わないと考えるべきです。

この点につき、古い判例ですが、予想外の天災による修繕義務は賃借人に及ばないとしたものがあります（大審院大正10年9月26日判決・民録27輯1627頁）。

4 家主への修繕要求の可否

賃貸人は、賃借物の使用及び収益に必要な修繕をなす義務を負うとされています（民法606条1項）。

しかし、家主はどんな場合にもこの修繕義務が生じるわけではなく、①必要な修繕であること、②修繕が可能であること、という2つの要件を満たす場合に生じるとされています。

このうち、①修繕の必要性については、修繕しなければ賃借人が契約によって定まった目的に従って使用収益することができない状態になった場合に認められます。

②修繕の可能性については、物理的・技術的な面だけではなく、経済的な観点からも判断されます。

経済的な観点というのは、例えば、修繕費用が新築費用に匹敵する程に高額になる場合や、賃料の安さに比して修繕費が過大にかかるような場合に、修繕可能性がないと考えることがあるということです。

一般的にはこのように考えられていますが、具体的にどのように修繕するかは家主との協議によるところも多いので、まずは家主に相談してみて、そのうえで弁護士・司法書士等に相談してみるとよいと思います。

広島弁護士会では、このたびの豪雨災害に関連する法律相談について、県内各地の法律相談センターで、無料で受け付けています（8月31日まで）。

【参照URL】 https://www.hiroben.or.jp/news_info.php?newsid=1135

また、広島司法書士会でも電話による無料相談（平日12時から15時、082-511-7196）、面談相談（無料相談ダイヤルにて要予約、相談日時はお電話の際にご確認ください）等を行っております。

【参照URL】 <https://www.shiho-hiro.jp/>

5 借家が滅失してしまった場合

賃借家屋が災害等で滅失した場合には、賃貸借契約は履行不能により終了するのが原則です。

この場合、賃貸人と賃借人はそれぞれ契約上の義務を免れ、敷金や保証金を清算することになります。

第5 売買関係

1 豪雨の前に不動産の売買契約を締結していたが、豪雨を原因として不動産が損壊してしまった場合

特定物の場合、原則は契約後引渡しまでの間、天災などの不可抗力によって建物が倒壊したり隣家の火災による類焼にあたりして、売主の引渡し義務が履行できないようなときでも、買主は約束どおり売買代金を支払わなければならないのが原則とされています（民法534条1項）。

しかし、このようなリスクを買主に負わせることは、ともすれば不動産流通の活性化を阻害することにもなりかねません。そこで、このような場合「危険負担を売主に負わせる」あるいは「互いに解除できる」などと契約書に記載している場合がほとんどだと思われま

す。このような取り決めがない場合は、判例では民法の原則どおり買主が危険を負担して約束どおり売買代金を支払わなければならないとしているものもありますが、引渡し、登記、代金の支払いのうちどれかが生じたときに危険も買主に移転すると解するのが通説の立場であり、売主の責任と考える余地もあります。

2 災害後の調査の結果、建物に不具合があったことが判明した場合

災害後の家屋調査の結果、建物に色々な不具合があったことが判明した場合、建物の売主や建築業者に瑕疵担保責任を追究することが考えられます。その際の「瑕疵」とは、どのように判断されるのでしょうか。

「瑕疵」とは、目的物に欠陥がある状態を意味しますが、最高裁判所判例も主観説をとるなど瑕疵担保責任の適用の範囲は拡大されつつあります。瑕疵の有無は、契約書の内容、その他の客観的的外部的基準（各種法令等）によって、合理的意思解釈をして判断されます。

請負契約における「瑕疵」とは、完成された仕事が契約に定められたとおりに施工されておらず、使用価値や交換価値が減少したり、当事者が特に求

めた点を欠いたりするなど不完全な部分を持っていることをいいます。そして、売買契約における「瑕疵」とは、売買の目的物がその種類のものとして通常有すべき品質・性能、あるいは契約上予定した性質を欠いていることをいいます。

そして、この「瑕疵」については、従来、当該目的物が通常備える品質・性能を欠く客観的な瑕疵を中心に捉えられてきましたが（客観説）、阪神・淡路大震災で倒壊した建物の跡地にマンションを建築しようとした施主が、耐震性を高めるため、当初の設計内容よりも太い鉄骨を使用する契約をしたのに、約定よりも細い鉄骨を使用した事案について、最高裁平成15年10月10日判決・集民211号13頁は、「本件事実関係によれば、太い鉄骨を使用する約定をしたことは契約の重要な内容になっていたものというべきであり、この約定に違反して施工された工事には瑕疵があるというべきである」として、たとえ建築基準法の基準を満たしていても目的物が契約に定められた性質を具備しない場合にも（主観説）、請負業者の責任を認めていることから、瑕疵担保責任の適用の範囲は拡大されているようです。

3 豪雨による工事の影響等

豪雨が発生した時期、ちょうど自宅の周りの塀の工事中で、豪雨による土砂等により塀の一部が壊れてしまい、業者に全て建て直してもらったような場合の費用について、工事中の塀が豪雨による土砂等で倒壊した場合は、業者が負担するのが原則です。豪雨による土砂等で塀が倒壊し、建直し不可能なときは、業者に建直しを請求できない反面、費用の負担も免れるのが原則です。ただし、いずれの場合も、契約書の規定が優先しますので、契約書を確認することが重要です。

塀の建築工事の契約は請負契約にあたりますので、請負人たる業者は、あくまで塀を完成して引き渡す義務を負います（民法632条）。したがって、豪雨という不可抗力のために余分に工事費用がかかった場合でも、その費用は業者側の負担となり、注文者が負担する必要はないことになります。

しかし、いかなる場合でも常に業者側の負担となると、業者側の負担が過大になります。

そのためか、一般的な工事請負契約約款においては、不可抗力による損害につき、例えば「注文者及び請負人が協議して重大なものと認め、かつ、請負人が善良な管理者の注意をしたと認められるものは、注文者がこれを負担

する」などといった規定が定められている場合があります。

業者と契約書を取り交わしている場合は、契約書の規定が優先しますので、契約書の内容をよく確認してみてください。

なお、この場合でも、業者と交渉する余地は十分あると考えられますので、粘り強く交渉してみる事が重要です。

第6 家事関係

1 同時死亡の推定について

(1) 死亡の先後が明らかでない場合

災害が発生した場合、同一家族において、同時期に複数の方が死亡することが予想されます。そして、死亡者間で、その死亡の先後が明らかでない場合が多いのではないのでしょうか。このように、死亡の先後が明らかでない場合には、同時に死亡したものと推定されます（民法32条の2）。

(2) 同時死亡が推定される場合

では、同時死亡が推定される場合に、相続関係は、どのようになるのでしょうか。

同時死亡者相互間には、相続関係は生じません。よって、子がない夫婦が共に死亡した場合には、それぞれの財産は、それぞれの両親や兄弟などに相続されます。

また、親子が同時に死亡した場合に、孫がいる場合には、親の財産については、孫が代襲相続します。

(3) 同時死亡の推定と遺言

同時死亡の推定が働く者同士においては、遺言の効力は生じません（民法994条1項）。

2 相続放棄

相続人は、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内であれば相続放棄をすることができます（民法915条1項）。この期間は、あらかじめ申し出ることにより延長することができるかとされています（同項但書）。

仮に、相続開始があったのち、数年を経過してから、相続債務があったことが判明したような場合、その債務の判明から3か月以内であれば相続放

棄をすることも可能であると考えられています（最高裁昭和59年4月27日判決・民集38巻6号698頁）。

第7 債務関係

1 住宅ローンについて

住宅ローンの担保として、建物に住宅ローン会社または銀行のために抵当権が設定されています。通常はローン契約の際に火災保険について質権が設定され、火災保険金が下りるとそれがローン支払に当てられることとなります。

仮にローンが残った場合ですが、東日本大震災の場合は、住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）や銀行等の各金融機関の多くにおいて、被災者に対して返済条件の変更等の特別措置をとっています。今回の災害につきましても、各金融機関の窓口等にお問い合わせください。

2 ローンで購入した自動車が壊れた場合

ローンで購入していた自動車が壊れてしまった場合、残代金の支払義務を免れることはできないと思われます。リースしていた場合も、特約が付されていれば、規定の損害金を支払う義務が生じます。自動車保険で地震や津波による危険を担保する特約が付されていることもありますが、自動車をローンで購入した場合には買主が、リースの場合にはリース業者が、このような特約が付された保険（車両保険）に加入していれば、損害が軽減される可能性があります。

また、経済産業省によると、以下のとおりとされています。いずれにしましても、ローン会社等に問い合わせをしていただくことが肝要であると考えます。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180706007/20180706007.html>

【平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関して被災中小企業・小規模事業者対策を行います】

①特別相談窓口の設置、②災害復旧貸付の実施、③セーフティネット保証4号の適用、④既往債務の返済条件緩和等の対応、⑤小規模企業共済災害時貸付の適用

3 リース物件が使えなくなってしまった場合

結論としては、規定損害金を支払わなければならない場合が多いと考えられます。

リース契約は、リース業者がリース物件を使用収益させる義務を負い、ユーザーはその対価としてリース料を支払う義務を負う双務契約です。民法の一般的な原則に従うと、リース物件が不可抗力によって滅失・毀損した場合には、リース業者が負う物件を使用させる義務は履行不能となり、リース業者は反対給付であるリース料請求権を失うため（民法536条1項）、リース料を支払う必要はなくなります。

しかし、通常のリース契約では、特約でこの民法の規定の適用を排除しています。そして、不可抗力など双方の責に帰することができない事由によりリース物件が滅失・毀損した場合には、ユーザーは直ちに規定損害金を支払わなければならないとされているためです。この危険負担免責の特約については、必ずしも当事者間の公平を著しく欠くものということにはあたらないとして肯定した下級審の裁判例があります（大阪地裁昭和51年3月26日判決・判例タイムズ341号205頁。なお、上告審につき最高裁昭和56年4月9日判決・集民132号531頁。）。

裁判所は、リース契約が金融的性格を有すること（実質的にみると、リース業者はユーザーに物件の購入資金を融資して、ユーザーが物件を購入したのと同じ経済的効果を与えることを意図していること）を前提として、そのように判断しています（ファイナンス・リースの事案につき、最高裁平成5年11月25日判決・集民170号553頁）。

ただし、リース物件には、通常リース業者が動産総合保険をかけていますのでリース業者に問い合わせてみてください。

また、保険が使えない場合でも、経済産業省が、既往債務の返済条件緩和等の要請をしておりますので、リース会社とよく相談してみることをお勧めします。

第8 保険関係

1 保険金の請求に必要なもの

一般的には、請求書、被保険者の除籍謄本等、受取人の戸籍抄本・印鑑証明書、医師の死亡診断書ないし診断書、保険証券、不慮の事故を証明する書

類等が必要です。なお、災害が起こった場合には、必要書類を省略するなどによる簡易な手続が設けられる可能性があります。詳しくは保険会社にお問い合わせください。

2 保険料の支払いについて

契約内容によって、免除される場合がありますし、一定の期間保険料の支払いを猶予する特別措置が採られる可能性があります。また、反対の申し出をしていない限り、解約返戻金の範囲内で自動的に立て替えてくれます。

なお、今回の災害を受けて一般社団法人日本損害保険協会は、災害救助法が適用された地域で被害を受けられた場合、火災保険、自動車保険、傷害保険などの各種損害保険（自賠責保険を除く）について、次の特別措置を実施することとした旨発表しておりますのでご確認ください。

(1) 継続契約の締結手続猶予

継続契約の締結手続きについて、最長6か月後の月末（2019年1月末日）まで、猶予できるものとします。

(2) 保険料の払い込み猶予

保険料の払い込みについて、最長6か月後の月末（2019年1月末日）まで、猶予できるものとします。

【参照URL】 http://www.sonpo.or.jp/news/release/2018/1807_04.html

3 保険金の請求期間

保険給付を請求する権利の消滅時効は3年とされています（保険法95条1項）。

4 被保険者も受取人も亡くなった場合の保険金

受取人が死亡した場合には、本来は被保険者が受取人の再指定をすることになります。

しかし、今回の災害のように、被保険者と受取人とが同時に死亡したとき（再指定をする前に死亡したとき）には、受取人の法定相続人が保険金請求権を相続することになります。

ただし、かんぽ生命保険（旧郵貯）の簡易生命保険の場合は、上記の取り扱いと異なり、被保険者の「遺族」が新たな受取人となります（簡易生命保

険特約簡易生命保険約款 34 条、35 条)。詳しくはかんぽ生命にお問い合わせください。

【参照 URL】 http://www.jp-life.japanpost.jp/faq/faq_cat04.html#eid000028

第9 消費者問題関係

1 災害後に修理業者と法外な値段で契約を結んでしまった場合

自宅に屋根の修理業者が来て、災害者支援のため格安の値段で屋根の修理をするといわれ、屋根用パネルと壁面用パネルの張替工事契約をしましたが、後で調べると相場の3倍の値段だったという事例を検討します。

屋根、壁面パネルの修繕は、特定商取引に関する法律(以下、「特定商取引法」といいます。)の役務に該当しますので、修繕契約の内容に不満があれば、同法で要求される書面を受け取った日から8日以内であれば、その理由如何にかかわらず、「クーリング・オフ」の権利を行使し、契約を解除することができます(特定商取引法9条1項)。

訪問販売業者は、契約の申込みおよび締結の段階で契約条件を明確にした書面の交付義務があります(特定商取引法4条)。この書面は、クーリング・オフ期間の起算点として重要な意味がありますので、書面が交付されない場合はもちろん、書面が交付されても記載事項に不備がある場合は、書面の交付がないものとして契約から8日を経過してもクーリング・オフの権利を行使することができます。

また、仮に、クーリング・オフを行使できない場合でも、詐欺取消し、消費者契約法違反に基づく取消し等が考えられます。

2 災害後に必要のない浄水器を購入してしまった場合

水道局の職員のような制服を着た人が来て、必要であるからと説明され浄水器を購入してしまったような場合も、上記と同様、特定商取引法によるクーリング・オフ、消費者契約法による契約取消し、錯誤による契約無効、詐欺による契約取消し、不法行為に基づく損害賠償請求等によって代金の返還を求めていくことが考えられます。

3 その他災害時に発生しやすい消費者問題

阪神淡路大震災の後は、各種の悪質商法が多発しました。災害時には同じような手口による悪質商法が予想されますので、その類型と対処法を説明します。

公的団体を装って各家庭を訪問し、義援金の拠出を求めこれを取り込む募金詐欺が見られますが、公的団体は、個別訪問による募金活動はしていませんので、明確に拒絶して下さい。

売上の一部を被災者に寄付するとの謳い文句で、劣悪商品を送り付け、代金を請求する詐欺もあります。まずは、心当たりのない品物は受取りを拒否することが肝要です。仮に受取ってしまった場合は、相手方が判明している場合には、着払いで返送すべきです。相手方が分からない場合、着払いでの返送手続ができない場合には、その品物が送付されてきてから14日間を経過するまでは保管して下さい。14日間が経過した後は、自分の所有物と同様に使用・処分して構いません（特定商取引法59条1項）。

また、災害時には、混乱に乗じて、電話や、はがきなどの文書などで義捐金名目あるいは知人、親戚等を装って、相手をだまし、金銭の振り込みを要求する、いわゆる振り込め詐欺が増加する傾向にあります。

しかしながら、災害時に一刻を争うほど緊急に大金が必要であることはほとんど考えられません。連絡が取れる相手方の場合は、必ずこちらから本人に対して連絡を取り、本人確認をしてください。特に高齢の方が狙われやすい傾向があります。自分だけで判断せず、周囲の知人にも相談して冷静に判断するようにしましょう。

万が一、振り込め詐欺の被害にあってしまった場合には、平成19年に制定された、いわゆる振り込め詐欺救済法（犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律）により、被害金の全部または一部が返還されることがありますので、速やかに警察及び振込先の金融機関にそれぞれ届出を行ってください。

以上のような悪質商法に対しては、少しでも怪しいと感じたときは、最寄りの警察か、県警悪質110番、併せて、弁護士・司法書士等への相談や地方公共団体の消費者相談の窓口を御利用されることをお勧めします。

広島市では、平成26年8月豪雨の際に「豪雨災害に便乗した悪質商法にご注意ください！！」として、注意喚起しています。

【参照】 <http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/0000000000000/1408676354583/index.html>

また、消費者庁からは、「平成30年7月豪雨による被害に関連する消費者トラブルにご注意ください。」との発表をしています。

【参照】 http://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_policy/caution/caution_015/

第10 労働関係

1 災害を理由とした労働者の欠勤について

災害を理由に労働者が欠勤している場合、解雇はできませんが、給与を支払う義務も原則としてありません。

労働契約（雇用契約）は、労働者が労働を提供し使用者がその報酬（賃金）を与えることをその主たる内容とします（民法623条）。

災害が原因で労働者が欠勤する場合、労働者は前述の労働提供義務を履行しないこと（履行不能）を意味しますが、災害は不可抗力であり労働者に過失はありませんから、労働者が労働契約上の債務不履行責任を負うことはありません。したがって、労働者が欠勤したとしても災害が原因であれば、使用者はその欠勤を理由に解雇することはできません。

しかしながら、他方で使用者も帰責事由のない履行不能の場合には、労働者は賃金請求権を有しませんので（民法536条）、使用者は労働者に給与を支払う義務もありません。

休業手当（労働基準法26条）も、「使用者の責に帰すべき事由による休業」の場合にしか支払われませんので、災害という不可抗力の場合には支払われません。

もっとも、雇用調整助成金等の助成金を受けられる可能性もありますので、災害時には政府の動向にも注意が必要です。

2 災害を原因とした欠勤による労働者に対する不利益処分

災害を理由として欠勤したとしても、それを理由に不利益処分を受けることはありません。

（1）懲戒処分の可否

懲戒処分が客観的に合理的な理由を欠き、または社会通念上相当として認め得ない場合には懲戒権の濫用として、同懲戒処分は無効とされます（最高裁昭和58年9月16日判決・集民139号503頁）。

（2）人事としての降格の可否

また、人事権の行使としての降格については、相当の理由がなく労働者の不利益が大きければ、人事権の濫用として無効です。労働者に帰責事由のない災害が原因で欠勤せざるを得なかったにもかかわらず、同欠勤を理由に降格がなされれば、それは相当の理由がない降格と言わざるを得ず、無効と評価されるべきです。

(3) 人事としての配転命令、出向命令、転籍命令の可否

さらに、人事権の行使としての配転命令、出向命令、転籍命令についても、業務上の必要性があり、本人の職業上・生活上の不利益と比較衡量して、それらの命令が人事権の濫用と認められる場合には、同命令は無効となります。したがって、降格同様、災害を原因とする欠勤を理由に配転命令、出向命令、転籍命令を出すことは許されず、同命令は無効と判断されるものと考えられます。

3 災害でケガをした労働者が休職扱いになった場合

休職扱いそのものは受け入れざるを得ませんが、完治といえなくても一定程度治癒した場合には、会社に復職を求めることは可能です。

(1) 傷病求職

業務外の傷病による長期欠勤が一定期間に及んだときに行われる休職を傷病休職といい、休職扱いも傷病休職と捉えられます。傷病休職も休職期間内に傷病が治癒して復職できなければ退職を余儀なくされるわけですから、傷病休職制度は解雇猶予を意味しています。

(2) 解雇

そして、解雇は、客観的に合理的な理由を欠き社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして無効です（労働契約法16条）。ここでいう客観的に合理的な理由とは、その第一に労働者の労務提供の不能や労働能力または適格性の欠如・喪失が挙げられます。労務提供が不能であれば、労働契約を継続しても無意味だからです。

(3) 休職期間後の退職

したがって、根拠となっている就業規則の内容が著しく不合理なものでない限り、休職期間後の退職を受け入れざるを得ません。もっとも、裁判所は、労働契約において職種が特定されていない場合は、原職復帰が困難な場合でも現実に配置可能な業務があれば、その業務に復帰させるべきだとし、復職を広く認める傾向にありますから（大阪地裁平成11年1

0月4日判決・労働判例771号25頁、大阪高裁平成14年6月19日判決・労働判例839号47頁)、場合によっては完全治癒していない状況でも復職を申し出ることを検討してはいかがでしょうか。

4 災害のため給与の支払が困難な場合

給与の支払が遅れても労働基準法上の処罰を受けることはありませんが、遅延損害金を付して給与を支払う義務があります。従業員一律の賃下げも給与規程の合理的な変更であれば可能です。

(1) 賃金 毎月1回以上一定期日払の原則

賃金は毎月1回以上一定の期日を定めて支払わなければなりません(労働基準法24条2項)。そして、同規定に違反した場合、30万円以下の罰金に処されます(労働基準法120条)。しかしながら、法は不可能を強いるわけではありませんから、災害が原因であり社会通念上なすべき最善の努力をした場合には、期待可能性がないものとして不処罰となるでしょう。

もっとも、金銭給付を目的とする債務の不履行については不可抗力を理由としてその遅延損害金の支払いを免れることはできません(民法419条3項)から、遅延した間の商事法定利率である年6%の遅延損害金を付して給与を支払わなければなりません(商法514条)。

(2) 賃金の引下げ

賃金は、就業規則(給与規定や退職金規定等)で定められていることが多いため、賃金を引き下げるには、就業規則の変更が必要になる場合が多いでしょう。この点、最高裁判所は、就業規則の変更によって既得の権利を奪い、労働者に不利益な労働条件を一方的に課すことは、原則として許されないが、労働条件の集成的処理、特にその統一かつ画一的な決定を建前とする就業規則の性質からいって、当該就業規則条項が合理的なものである限り、個々の労働者において、これに同意しないことを理由としてその適用を拒否することは許されないとしています(最高裁平成9年2月28日判決・民集51巻2号705頁)。

そして「合理的」であるか否かは、変更の内容・程度と変更の必要性との比較考量を基本とし、変更との関連で行われた労働条件改善の有無・内容を十分に考慮に入れ、かつ変更の社会的相当性や労働組合との交渉経緯などをも勘案して判断されます、したがって、賃下げが全く不可能ということではありませんが、上記の厳しい要件を満たす必要があります。

(3) 退職金の支払い遅延

なお、退職金については、その支払を遅延した場合、年14.6%の遅延損害金を支払わなければならない（賃金の支払の確保等に関する法律6条1項）のが原則ですが、天災地変その他やむを得ない事由による場合には、その事由の存する期間は同遅延損害金を支払わなくてもよいことになっています（賃金の支払の確保等に関する法律6条2項）。

5 諸手続

広島労働局ウェブページに「大雨により被災した場合の労災関係手続き等について」が記載されています。

【大雨により被災した場合の労災保険給付の請求について】

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000258959.pdf>

【労災年金証書を紛失した場合について】

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000258960.pdf>

【大雨により被災した場合の労災アフターケア制度の利用及び義肢等補装具のき損等について】

<https://jsite.mhlw.go.jp/hiroshima-roudoukyoku/content/contents/000258961.pdf>

第11 税金関係

1 被災者に対する税法上の減免措置について

災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律による減免、所得税法による雑損控除、資産損失の必要経費算入などの措置があります。

詳しくは、税理士等の専門家にお問い合わせください。

2 被災者に対する租税の緩和措置

申告期限・納付期限の延長、納税の猶予、延滞税の免除などの措置が認められています。

国税通則法によると、災害その他やむを得ない理由によって、国税に関する各法律に基づく申告、申請その他書類の提出、納付等に関する期限までに、これらの行為をすることができないときは、その理由のやんだ日から2か

月以内に限り、その期限が延長されるとしています（国税通則法 11 条）。

参考までに、阪神・淡路大震災の際には、神戸市などの地域が指定され、その地域の納税者の国税について、個別の申請を要せずに確定申告などの申告・納付の期限が延長されました。

納税の猶予を受けた場合には、原則として、その猶予期間内の延滞税は全額が免除されます（国税通則法 63 条 1 項）。また、申告・納付期限が延長された場合には、延長された期限が法定の期限となるので、延長された期間に対応する延滞税は課せられません（国税通則法 63 条 2 項）。

これらの点につきましても、税理士等の専門家にご相談されることをお勧めいたします。

3 お問い合わせ先

- (1) 国税（所得税）の減免措置（被災者の雑損控除、災害減免法による軽減免除等）

【国税庁】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/saigai/h30/0709.htm>

国税の減免・猶予についての詳細、税務上の措置（手続）、義援金に関する税務上の取り扱いにつきましては、広島国税局にお問い合わせください。

【広島国税局】

<https://www.nta.go.jp/about/organization/hiroshima/index.htm>

- (2) 市税関係の証明手数料の免除

【広島市】

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1531097463711/index.html>

※ り災証明書、現況写真など被害状況が確認できるものが必要となります。

※ 呉市役所では、り災証明に関する受付は平成 30 年 7 月 11 日 8 時 30 分からとのことです。

<https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/68/201807gouu-risaisyoumeisyo.html>

- (3) 県税（自動車取得税・自動車税・不動産取得税・個人事業税等）の減免・納税猶予

情報が入り次第、更新します。

- (4) 県税の減免・申告期限の延長・納税猶予の相談及び受付
情報が入り次第、更新します。

第12 金融機関の対応

1 預金の払戻し

金融機関は普段は預金の払戻しについて、預金者との同一性を厳密に証明することを要求しています。きちんと同一性を確認しないで払戻しに応じた金融機関に過失を認める裁判例がいくつか出されているためです。

しかし、今回の豪雨に関しては、災害救助法の適用決定を受け、広島県内の関係金融機関等に対し、中国財務局長と日本銀行広島支店長の連名で「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨にかかる災害に対する金融上の措置について」を発出し、以下の取扱いを要請しています。

【金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）への要請 一部抜粋】

- (1) 預金証書、通帳を紛失した場合でも、災害被災者の被災状況等を踏まえた確認方法をもって預金者であることを確認して払戻しに応ずること。
(2) 届出の印鑑のない場合には、拇印にて応ずること。
(3) 事情によっては、定期預金、定期積金等の期限前払戻しに応ずること。また、当該預金等を担保とする貸付にも応ずること。

https://www.boj.or.jp/announcements/release_2018/rel180709g.pdf

2 紙幣・貨幣の汚染、損傷

紙幣については、紙幣の表裏の面が残っていることを前提に、次の(1)(2)の場合には、新しい紙幣に交換することができます(日本銀行法48条、同法施行規則8条1項)。

- (1) 券面の3分の2以上が残っている場合…額面価格の全額と交換
(2) 券面の5分の2以上が残っている場合…額面価格の半額と交換

券面の5分の2未満の券面しか残っていない場合には交換することができませんが、券面が5分の2未満の紙片でも、これらの紙片が複数枚あり、同一の種類紙幣と認められる場合は、各紙片の面積の合計が券面の5分の2以上になれば、上記(1)(2)の基準に沿って新しい紙幣に交換してもらえます(同法施行規則8条2項)。

硬貨については、硬貨の様子が認識できることを前提に、法令で定められた硬貨毎の量目（重量）の2分の1を超える量目（但し、金貨については100分の98を超える量目）が残っている場合には、新しい硬貨と交換してもらえます（通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律8条及び同法施行規則2条1項）。

規定された量目以下の量目しか残っていない場合には、原則として交換することができませんが、災害その他やむを得ない事由によって量目が減少した場合には、硬貨の様子の認識ができる限り、規定された量目以下の量目しか残っていない場合でも交換してもらえることになっています（同法施行規則2条2項）。

紙幣及び硬貨の交換は、日本銀行の本支店で行っていただくことができますが、上記の基準を満たすことが明らかな場合には、市中の銀行においても交換してもらえます。

3 災害者への対応

広島県の金融機関について、以下のとおり発表されております。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

(1) 広島銀行

「大雨により被災された皆さま方への対応について」

<http://www.hirogin.co.jp/ir/news/paper/news180709.pdf>

「大雨災害に対するご相談窓口の設置について」

<http://www.hirogin.co.jp/ir/news/paper/news180709-2.pdf>

(2) もみじ銀行

「大雨災害に対する当社グループ銀行の対応について」

<https://www.momijibank.co.jp/portal/news/2018/0708.pdf>

(3) 広島信用金庫

「ご預金のお取扱いについて」

http://www.hiroshin.co.jp/info/2018/pdf/180709_2.pdf

「災害復旧融資の取扱開始と災害復旧ご相談窓口の設置について」

http://www.hiroshin.co.jp/news/2018/180709_2.html

(4) 広島市農業協同組合

「被災された方へのお見舞いおよび各種お取引に関するお知らせ」

<http://www.ja-hiroshimashi.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/07/e3f9bd80412660aff6dd9ef637365b751.pdf>

(5) 広島市信用組合

「ご預金等のお取扱いについて」

<http://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/pdf/oshirase-0709.pdf>

「災害復旧ローンのお取扱いについて」

<http://www.hiroshimashi.shinkumi.jp/pdf/hukkyuu-k.pdf>

(6) ゆうちよ銀行

「台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に対する非常取扱いの実施について」

https://www.jp-bank.japanpost.jp/aboutus/press/2018/abt_prs_id001333.html

第13 市営住宅の提供

1 呉市

平成30年7月豪雨災害被災者への市営住宅の提供(第1次)が行われます。申込期限は平成30年7月17日(火)17:00までとされています。お問合せ先は「住宅政策課(0823-25-3391、3392)または災害対策本部住宅対策班(0823-25-5667)」。

https://www.city.kure.lg.jp/soshiki/46/siei_jyutaku-h30-heavyrain-housingsupply-first.html

2 三原市

居住していた住宅が損傷、滅失、または床上浸水により使用できない状態にある三原市民の方を対象に、市営住宅の提供を行うとのことです。提供戸数は18戸、家賃は無償で使用期間は当面6か月とされています。受付は平成30年7月11日から同14日まで。問い合わせ先は、三原市営住宅管理グループ(電話番号)0848-62-1800です。

なお、このたびの募集以外にも準備が整い次第、随時募集を行なう予定とされています。

<http://www.city.mihara.hiroshima.jp/soshiki/4/seikatsujyuhou.html>

第 14 各省庁等の情報

1 厚生労働省

平成 30 年 7 月豪雨による被害状況等に関する情報【関係通知等】が公表されています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212490_00002.html

(1) 保険料等について

各都道府県等に対し、災害により被災した被保険者に係る保険料(税)・一部負担金の減免を行うことができる旨を周知したとのことです(平成 30 年 7 月 6 日付事務連絡「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料(税)等の取扱いについて」)。

<https://www.mhlw.go.jp/content/10600000/000328906.pdf>

(2) 被保険者証を提示できない場合について

被災に伴い被災者が被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、医療保険による受診が可能である旨を都道府県等に連絡しています(平成 30 年 7 月 6 日付事務連絡「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害の被災者に係る被保険者証等の提示等について」)。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/42961.pdf>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212539_00001.html

【保険証がなくても医療機関等を受診できます】

被災に伴い保険証を紛失又は自宅等に残留して避難している方は、次の事項を医療機関等にお伝えいただければ、保険証がなくても保険医療を受けることができます。

[1] 氏名、[2] 生年月日、[3] 連絡先(電話番号等)、[4] 加入している医療保険者が分かる情報(※)

(※) 被用者保険の場合は事業所名、国民健康保険の場合は住所及び組合名、後期高齢者医療制度の場合は住所

この事務連絡では、「平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害の被災に伴い、被保険者が被保険者証等を紛失あるいは家庭に残したまま避難していることにより、保険医療機関等に提示できない場合

等も考えられることから、この場合においては、氏名、生年月日、連絡先（電話番号等）、被用者保険の被保険者にあつては事業所名、国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者にあつては住所（国民健康保険組合の被保険者については、これらに加えて、組合名）を申し立てることにより、受診できる取扱いとするので、その実施及び関係者に対する周知について、遺漏なきを期されたい。

また、公費負担医療において医療券等を指定医療機関等に提示できない場合の取扱いについては、公費負担医療担当部局等より、後日事務連絡が発出されるものであること。」としています。

(3) 公費負担医療について

公費負担医療（原爆、感染症、難病、小慢、特定疾患、肝炎等）について、受給者証等がなくても受診でき、緊急の場合は指定医療機関以外の医療機関でも受診できる取扱いとするとのことです（平成30年7月6日付事務連絡「平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害による被災者に係る公費負担医療の取扱いについて」）。

<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/42962.pdf>

(4) 妊産婦を守る情報共有マニュアルについて

災害発生時に妊産婦、母子、支援者すべての人々が具体的な行動がとれるためのマニュアルが作成されています。

【妊産婦を守る情報共有マニュアル@避難所（一般・避難所運営者向け）】

<https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukin-toujidoukateikyoku/0000121619.pdf>

2 国土交通省

高速道路の交通状況、被災者生活支援チームの動向、一般道における「通れるマップ」の状況等を整理しています。

http://www.mlit.go.jp/saigai/saigai_180703.html

3 経済産業省

平成30年7月豪雨の対応に係る被害・対応状況が更新されています。

http://www.meti.go.jp/press/archive_201807.html

(1) 被災した電気・ガスの需要家からの申し出に応じ、支払期日の延長、不

使用月の料金免除等を行う特別措置の認可を実施

平成30年7月9日認可

(災害救助法適用市町村)

広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、
江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町
(隣接する地域)

安芸高田市、廿日市市、三次市、庄原市、山県郡北広島町、山県郡安芸
太田町、世羅郡世羅町、神石郡神石高原町

(災害救助法適用日)

平成30年7月5日

【参照URL】

http://www.bousai.go.jp/kohou/oshirase/pdf/180709_typhoon_kyu_ujo_01.pdf

(2) 平成30年台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に関して被災
中小企業・小規模事業者対策

平成30年7月6日付で以下のとおり発表されています。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180706007/20180706007.html>

ア 特別相談窓口の設置

中国経済産業局に特別相談窓口を設置します。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180706007/20180706007-1.pdf>

イ 災害復旧貸付の実施

今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を融資する災害復旧貸付を実施します。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180706007/20180706007-2.pdf>

ウ セーフティネット保証4号の適用

今般の災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額の100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180706007/20180706007->

[3. pdf](#)

エ 既往債務の返済条件緩和等の対応

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請します。

オ 小規模企業共済災害時貸付の適用

災害救助法が適用された各市町村において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

<http://www.meti.go.jp/press/2018/07/20180706007/20180706007-4.pdf>

4 広島市

広島市は、ワンストップ型の相談窓口「被災者支援総合窓口」を設置しました。

<http://www.city.hiroshima.lg.jp/www/contents/1531212681949/index.html>

東区	東区役所区政調整課	0 8 2 - 5 6 8 - 7 7 0 3
南区	南区役所区政調整課	0 8 2 - 2 5 0 - 8 9 3 3
安佐北区	安佐北区役所区政調整課	0 8 2 - 8 1 9 - 3 9 0 3
安芸区	安芸区役所区政調整課	0 8 2 - 8 2 1 - 4 9 0 3

「り災証明書の発行、見舞金等の支給、税金の減免等に係る各種の申請手続のほか、仮住宅の提供、生活道路の応急復旧、住宅再建、ごみ処理などの支援策について相談や申込みができるよう、被災者支援に関するワンストップ型の「被災者支援総合窓口」を、東区、南区、安佐北区、安芸区に設置します。また、各避難所においても、専任の相談職員を配置し（避難者数が少ない避難所は巡回型）、被災者からの相談、申請等に応じます。」

5 中四国行政評価局

中国四国管区行政評価局は平成30年7月11日、広島市中区の広島合

同庁舎 4 号館 1 3 階に行政相談センター「きくみみ広島」を設置しました。

http://www.soumu.go.jp/main_content/000563732.pdf

支援措置を講じている関係機関等と協力して、被災者支援に関する情報提供を行うとのことです。